

令和4年度

指定管理者監査報告書

多摩市立八ヶ岳少年自然の家

〔 指定管理者 一般社団法人富士見パノラマリゾート 〕
〔 主管部課 教育委員会教育部教育振興課 〕

令和5年2月16日

多摩市監査委員

令和4年度指定管理者監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和4年度指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和5年2月16日

多摩市監査委員 込 山 博
多摩市監査委員 荒 谷 隆 見

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

- (1) 公の施設
多摩市立八ヶ岳少年自然の家
- (2) 指定管理者
一般社団法人富士見パノラマリゾート
- (3) 主管部課
教育委員会教育部教育振興課

3 監査の範囲

令和3年度における監査対象施設の指定管理業務に関する事務の執行について（必要に応じて令和4年度指定管理事業に係る事務の執行を含む。）

4 監査の期間

令和4年10月12日から令和5年2月15日まで

5 監査の着眼点及び評価項目

- (1) 指定管理者
 - ア 施設は関係法令等に従って適正に管理されているか

- イ 協定等に基づき指定管理事業は適切に行なわれているか
- ウ 指定管理事業に関する会計処理等は適正に行なわれているか
- エ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか
- オ 利用促進のための努力はなされているか

(2) 主管部課

- ア 指定管理者の選定から指定は、関係法令等に従って適正・公正に行われているか
- イ 指定管理における協定等の締結は、指定内容に洩れなく明確且つ適正に行われているか
- ウ 管理に関する経費等は適正に算定され執行されているか
- エ 指定管理者へ常時報告を求め、調査し、又は指示するなどの適切なる指導等は行われているか
- オ 利用促進を図るために、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか

6 監査の実施内容

監査の対象となった事務の執行について、指定管理者である一般社団法人富士見パノラマリゾート、主管課である教育振興課から提出された関係書類等に基づいて、証憑突合、質問、その他必要と認められた監査手続きを実施した。

第2 監査の結果及び意見

多摩市立八ヶ岳少年自然の家の指定管理者である一般社団法人富士見パノラマリゾート及び主管部課について、実地調査、事前調査及び監査を行った結果、基本協定書、年度協定書及び業務仕様書に係る契約事務、施設の運営管理及び関連する事務事業の執行は、概ね適正に執行されているものと認められた。

令和3年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響下での管理運営となった。施設の利用状況は、学校の移動教室としての利用が37校、一般利用として234団体の利用で、延利用人員は11,602人であった。なお、自主事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する観点から中止していた。

指定管理者においては、施設内における感染症対策を徹底するとともに、長野県が定めたチェックリストに沿った感染対策を講じた際に認証される「信州の安心なお店認証制度」への登録を行うなど、利用者が安心して施設を利用するための環境づくりに取り組まれていた。また、ホームページやSNSを活用して、施設に関する情報や気象情報、周辺の路面状況など、利用者の安全に関わる情報を積極的に発信するとともに、利用者アンケートに寄せられた声に対して迅速に対応するなど、利用者の安全確保に取り組まれていた。

新型コロナウイルス感染症は、未だ収束していない状況にあるが、主管課との連携のもと、利用者の安全・安心に配慮しながら、効率的かつ効果的な管理業務を今後も継続されることを期待する。

第3 指定管理の概要

1 施設の概要（令和4年10月31日現在）

- (1) 名称 多摩市立八ヶ岳少年自然の家
- (2) 位置 長野県諏訪郡富士見町立沢字広原1-1205
- (3) 施設規模 敷地面積 50,754 m²
建築面積 3,811 m²
建物面積 4,002 m²
- (4) 形式 鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階
- (5) 建物概要 宿泊室 624 m² 和室 大部屋4部屋（20人定員）
和室 中部屋3部屋（13人定員）
和室 小部屋3部屋（4～9人定員）
食堂 230 m²
体育室 205 m²
浴室 126 m² 男女各1
研修室 62 m² 音響設備あり
ホール 126 m²
談話コーナー 52 m²
体育館 789 m² 全面使用した場合、バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン3面、卓球6面使用可能
- (6) 屋外施設 キャンプファイアースタンプ 1,000 m²
野外炊飯場 404 m²
- (7) 竣工 昭和54年11月

2 指定管理者の選定

多摩市立八ヶ岳少年自然の家は、昭和55年5月に利用が開始され、市が管理運営を行ってきたが、公の施設の管理に民間や市民の力を活用する指定管理者制度を導入したことにより、平成20年4月1日から指定管理者制度による管理運営を行っている。指定期間などは以下のとおりである。

- ・指定期間【第1期】 平成20年4月1日から平成23年3月31日まで（3年／公募）
社団法人 富士見町開発公社
- ・指定期間【第2期】 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（5年／公募）
社団法人 富士見町開発公社（平成25年4月1日 一般社団法人
富士見町開発公社に社名変更）
- ・指定期間【第3期】 平成28年4月1日から平成30年3月31日まで（2年／非公募）
一般社団法人 富士見町開発公社
- ・指定期間【第4期】 平成30年4月1日から令和10年3月31日まで（10年／公募）

3 市と指定管理者との協定等の内容

- (1) 指定期間は、平成30年4月1日から令和10年3月31日までとする。【基本協定書第7条】
- (2) 業務の範囲は、施設の利用許可及び制限に関する業務、屋内体育施設及び野外炊飯場の利用の許可及び制限に関する業務、施設及び附帯施設の維持管理に関する業務、利用料金の徴収に関する業務、施設案内、食事提供等の利用者へのサービス提供に関する業務、小学校、中学校等の移動教室等に関する業務、主催事業の実施に関する業務、施設利用の促進に関する業務等とする。【基本協定書第8条】
- (3) 個人情報の取扱いに関しては、多摩市条例の規定のほか「指定管理者に係る個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。【基本協定書第20条】
- (4) 利用料金は、指定管理者の収入とする。【基本協定書第29条】
- (5) 自主事業は、施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により実施することができるものとする。【基本協定書第47条】

4 事業の概要

多摩市立八ヶ岳少年自然の家は、多摩市の青少年が八ヶ岳の良好な自然環境の中で野外活動や集団生活を通じて、家庭や学校では得られない体験をし、情操や社会性を豊かにしながら、心身ともに健全な少年の育成を図ることを目的として設置された社会教育施設である。

特に多摩市立小学校5・6年生と中学校1年生が参加する「移動教室・集団宿泊」は本施設の重要な事業である。

また、あらゆる世代の方が八ヶ岳の大自然に触れる機会を提供するために、四季折々の事業を実施するとともに、青少年団体、家族、グループの受け入れと支援を行う施設でもある。

指定管理者は、八ヶ岳少年自然の家の効用を最大限発揮して、利用者の公平な利用の確保とサービスの向上を図るとともに、利用者が安全で快適に利用できるよう、常に日常の保守と環境の改善に努め、施設の管理運営を行うものである。

5 施設の利用状況

| 年度 | 小学校・中学校移動教室等 | | 一般団体等 | | 延利用人員 合計 〔延べ宿泊人員〕 |
|-----|--------------|--------|-------|---------|----------------------|
| | 学校数 | 延利用人員 | 団体数 | 延利用人員 | |
| H29 | 35 | 7,967人 | 445 | 14,158人 | 22,125人〔12,810人〕 |
| H30 | 39 | 8,795人 | 379 | 10,106人 | 18,901人〔11,075人〕 |

| | | | | | |
|-----|----|---------|-----|---------|---------------------|
| R 元 | 43 | 9,418 人 | 369 | 9,475 人 | 18,893 人 [11,112 人] |
| R 2 | 0 | 0 人 | 133 | 2,013 人 | 2,013 人 [1,095 人] |
| R 3 | 37 | 7,311 人 | 234 | 4,291 人 | 11,602 人 [6,830 人] |

6 指定管理者の収支

令和3年度の指定管理者の財務状況は、別表1、別表2のとおりである。

令和3年度の指定管理料は、66,200,000円である。

令和3年度の決算額は、指定管理会計と食堂会計の合計収入は87,657,504円、指定管理会計と食堂会計の合計支出は87,946,434円、288,930円の赤字である。

【別表 1】

令和 3 年度 多摩市立八ヶ岳少年自然の家自然の家指定管理会計 損益計算書

(単位：円)

| 科 目 | | 金 額 |
|--------|------------|-------------|
| 営業収益 | | 70,512,060 |
| | 売上高 | 70,512,060 |
| | 指定管理収入 | 66,200,000 |
| | 利用料金収入 | 4,312,060 |
| 営業費用 | | 77,541,782 |
| | 販売費及び一般管理費 | 77,541,782 |
| | 給与賃金 | 12,682,300 |
| | 旅費交通費 | 10,000 |
| | 印刷費 | 1,980 |
| | 運賃 | 2,060 |
| | 使用料 | 515,121 |
| | 図書費 | 34,842 |
| | 研修費 | 52,945 |
| | 賃借料 | 5,073,284 |
| | 修繕費 | 4,378,073 |
| | 通信費 | 721,063 |
| | 水道光熱費 | 8,347,436 |
| | 租税公課 | 3,875,445 |
| | 負担金 | 2,567,610 |
| | 保険料 | 821,875 |
| | 消耗品費 | 2,511,417 |
| | 業務用品費 | 499,835 |
| | 会議費 | 7,847 |
| | 車両費 | 691,411 |
| | 委託料 | 4,393,162 |
| 職員手当 | 5,278,211 | |
| 法定福利費 | 4,601,118 | |
| 福利厚生費 | 342,902 | |
| 臨時雇用賃金 | 20,131,845 | |
| 営業利益 | | △ 7,029,722 |
| 営業外収益 | | 1,425,388 |
| | 受取利息 | 68 |
| | 雑収入 | 1,425,320 |
| 経常利益 | | △ 5,604,334 |
| 特別利益 | | 0 |
| 特別損失 | | 0 |
| 当期純利益 | | △ 5,604,334 |

【別表 2】

令和 3 年度 多摩市立八ヶ岳少年自然の家自然の家食堂会計 損益計算書

(単位：円)

| 科 目 | | 金 額 |
|-------|------------|------------|
| 営業収益 | | 15,719,653 |
| 売上高 | 食堂収入 | 12,322,130 |
| | 売店収入 | 2,330,247 |
| | 環境収入 | 1,029,020 |
| | 自販機収入 | 38,256 |
| | 営業費用 | 10,404,652 |
| 売上原価 | 販売費及び一般管理費 | 709,260 |
| | 使用料 | 26,400 |
| | 通信費 | 63,580 |
| | 租税公課 | 619,280 |
| 営業利益 | | 5,315,001 |
| 営業外収益 | | 403 |
| | 受取利息 | 403 |
| 経常利益 | | 5,315,404 |
| 特別利益 | | 0 |
| 特別損失 | | 0 |
| 当期純利益 | | 5,315,404 |